



札幌家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

大船 美穂 (平成28年採用)

ある日の大船さん

- 8:30 **始業**
1日のスケジュールを確認。
- 9:00 **上司・同僚とグループミーティング**
調査面接の進め方、留意点を最終確認。
- 9:30 **家庭訪問**
面会交流について、子どもにもわかりやすく説明。子どもたちの気持ちを聞く。
- 12:15 **昼食**
同僚や先輩と楽しくランチ。
- 13:00 **当事者との面接**
家庭での子どもの様子等を聴く。
- 15:30 **グループ討議**
同僚と担当事件について検討。
- 16:00 **調査報告書作成**
調査結果を報告書としてまとめる。
- 17:00 **終業**
終業後は、友人と食事へ。



広島家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

西奥 史織 (平成28年採用)

ある日の西奥さん

- 8:30 **始業**
今日1日の予定を確認。メールをチェック。
- 9:00 **上司・同僚とグループミーティング**
1日の予定を共有。担当事件の調査方法の打合せ。
- 10:00 **調停期日立会い**
調停の期日間に行った調査結果を当事者に説明。
- 12:15 **昼食**
同僚や先輩方と談笑しながらランチ。
- 13:00 **出張(幼稚園において職員と面接)**
子どもの園での様子などを聴く。
- 15:00 **グループ討議**
裁判官への報告内容について討議。
- 16:00 **報告書作成**
グループ討議の結果を踏まえて報告書を作成。
- 17:00 **終業**
終業後は、同期と食事へ。

若手職員インタビュー

採用試験に向けて、どのような勉強に どのようなスケジュールで取り組みましたか。

大船: 教養試験、専門試験及び政策論文試験の勉強には、通信講座を利用しました。大学3年生の4月から教養試験の勉強を始め、8月からは、専門試験の勉強にも着手しました。また、先輩から経験談を聞き、面接試験のイメージを膨らませました。2月からは1次試験の勉強と並行して、2次試験の勉強にも取り組み、4月には、政策論文の書き方を学び、実際に書く練習をしました。1次試験終了後は、教授や家族に協力してもらい、面接の練習を行いました。



加藤: 大学3年生の夏頃から勉強を始めました。教養科目は感覚が鈍らないように毎日少しずつ問題集を解くようにしていました。特に数処理と文章理解は解法テクニックを覚え、素早く正確に解けるように勉強していました。また、憲法の記述試験に不安があり、試験当日に正確な答案を即座に作成するのは困難だと感じていましたので、過去に出題されたテーマや重要なテーマについて論点を整理し、自分なりの回答を作成していました。

就職先として裁判所を選んだのはなぜですか。

北尾: 結婚や育児、介護などのライフスタイルの変化にも対応しつつ働けるかを重視しました。参加した説明会で、仕事と育児を両立しながら働く書記官から話を聞き、その生き生きとした姿から、裁判所ならキャリアと私生活の両方を充実させることができるのではないかと感じました。また、専門性の高い職務に従事できることや、司法サービスの提供を通じて地域の人々と関わりを持てることもこの職場を選んだ理由の一つです。

西奥: 大学生の頃に非行少年と関わるボランティア活動に携わり、少年や紛争の当事者に問題の連鎖から抜け出すためのきっかけを与えることのできる家庭裁判所調査官になりたいと思いました。また、心理学を専攻していたため、自らの専門性を生かすことができる点も魅力的だと感じました。裁判所での説明会で、真摯にかつ誇りを持って職務に当たっている職員の姿に憧れを抱き、裁判所に就職することを希望しました。

職場の雰囲気はどうですか。

西奥: 入所前は、裁判所に対してなじみがなく、足を踏み入れにくい印象を抱いていましたが、実際は、明るく和やかな雰囲気で、分からないことはいつでも誰にでも相談できる環境で働くことができています。それぞれが担当している事件について、複数人で検討することも多く、若手であっても活発に意見交換に参加することができます。また、趣味を持っている職員も多く、プライベートを充実させることも可能な職場です。

北尾: 入所前は、裁判所に対して、職員が黙々と働く静かな職場であるというイメージを持てていましたが、実際は大きく違いました。疑問や問題が生じると裁判官、



書記官、事務官が集まり、一丸となってチームで解決していく活気溢れる職場であって、風通しの良さを感じます。また、何か困っていれば必ず誰かが声を掛けてくれる温かい職場であるため、学生時代に法律を専門的に学んでこなかった私でも毎日安心して働いています。

仕事内容についてどのように感じていますか。

加藤: 任せていただいている業務の幅が広く、円滑な裁判運営のために自ら考えて行動する必要があるという印象を受けています。勾留や保釈をはじめ、迅速性と正確性を要する業務が多いため、責任は伴いますが、その分やりがいも大きく感じています。公正中立な立場から紛争を



解決する裁判所は、国民の信頼の上に成り立つ組織であるため、さらに信頼を高めることができるように言動に気を付けなければならないと身が引き締まる思いです。

大船: 現在、家事事件を担当しており、調査で会う当事者は、多くの悩みや困難を抱えています。そのような当事者と向き合うには、自分自身も大きなエネルギーを必要とするので大変ですが、当事者が少しでも前に進んでいることを感じられると大変さもやりがいになります。家庭裁判所調査官にできることは、大きなことではないかもしれませんが、子どもや家庭の未来を考えたときに、社会にとって必要とされる重要な仕事であると信じています。

受験生へのメッセージをお願いします。

北尾: 説明会に参加したり、裁判を傍聴したりして、実際に裁判所を肌で感じてみてほしいと思います。私自身は、将来の仕事として裁判所という選択肢が初めからあったわけではなく、そのような機会を得たことが裁判所を選択するきっかけとなりました。人生において長い時間を過ごす職場だからこそ、自分の目や耳で実際に職場の雰囲気に触れ、感じた上で、最も良い選択をしてほしいと思います。皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしています。

大船: 仕事を通じてたくさんの方と出会う中で、様々な刺激を受け、日々、自分の視野が広がり、物事の受け止め方や考え方も変わってきたと感じます。そのような感覚は、受験生の皆さんであれば、ゼミなどでグループワークに一生懸命取り組んだり、アルバイトで様々な年代の方と関わったりすることで芽生えるのではないかと思います。普段の何気ない出合いを大切に



にし、自分にはない考え方や視点に触れようとすることは、今後、仕事をする上でも役立つことだと思います。

家庭裁判所調査官は、たくさんの出会いの中で成長できる仕事です。「人」に興味関心のある方は、ぜひチャレンジしてください。



名古屋地方裁判所 裁判所事務官

加藤 大貴 (平成29年採用)

ある日の加藤さん

- 8:30 **始業**
メールやスケジュールの確認、法廷の準備など。
- 9:00 **裁判官、書記官とのミーティング**
当日行われる裁判について、進行方法や注意点の打ち合わせ。
- 9:30 **裁判員等選任手続**
裁判員候補者の案内、選任された裁判員等に対し、スケジュールの説明。
- 12:15 **昼食**
食堂や近隣の飲食店でランチ。
- 13:00 **裁判関係書類の処理**
起訴状謄本や召喚状の送達、勾留更新決定書の作成補助など幅広い業務を行う。
- 14:30 **法廷立会補助**
傍聴人や証人の案内、書類の授受の補助。
- 16:00 **公判期日の調整**
裁判官、検察官、弁護人と協議し、裁判の日程を調整。
- 17:00 **終業**
明日の予定を確認して退庁。同期や同僚と食事に行くことも。



高松地方裁判所 裁判所事務官

北尾 彩夏 (平成28年採用)

ある日の北尾さん

- 8:30 **始業**
書記官と事件の進捗状況や今日1日の予定を確認。
- 9:00 **差押命令発令準備**
預金の差押命令の発令準備。内容に間違いがないかをしっかり点検。
- 10:30 **郵便処理**
提出された申立書を受付。
- 12:15 **昼食**
先輩方と談笑しながら楽しくランチ。
- 13:00 **窓口対応**
強制執行の申立てを希望する方に手続や必要書類について説明。
- 14:00 **申立書のチェック**
午前中に受け付けた申立書をチェックし、申立人に補正の連絡。
- 15:00 **郵便発送準備**
発送文書の内容や送り先に間違いがないか、点検。
- 16:00 **電話対応**
当事者からの電話の問い合わせ対応。書記官にも確認しながら丁寧に説明。
- 17:00 **終業**
翌日のスケジュールを立てて帰宅。同僚らと食事へ。

研修・研究制度

裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある最高裁判所の研修機関で、裁判所書記官及び家裁調査官の養成のほか、裁判官以外の裁判所職員に対する職務能力向上のための様々な研修や各種の研究を行っています。

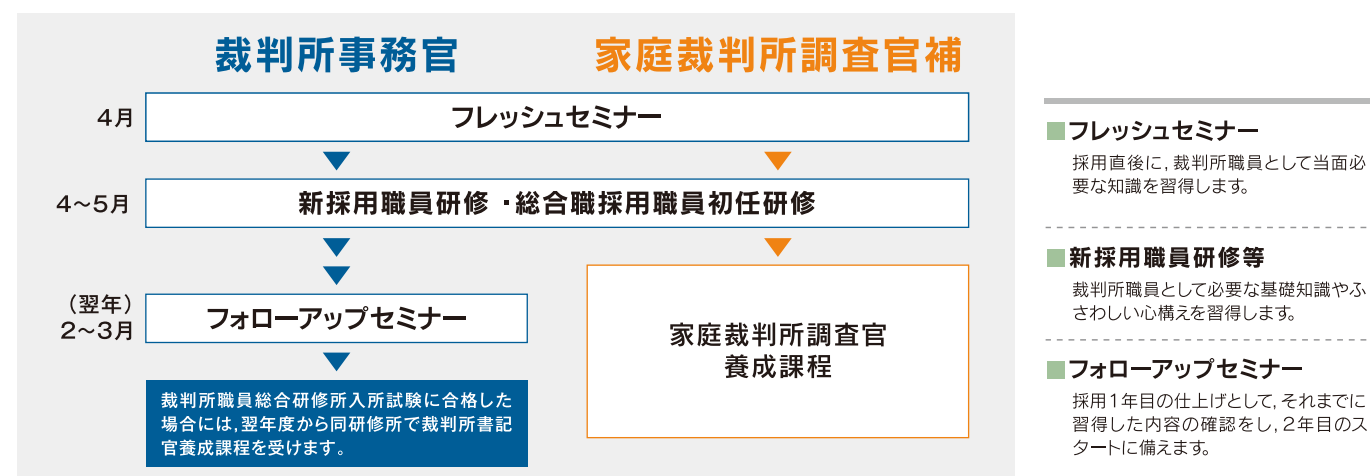
裁判所職員総合研修所は、講義やグループ討議など、目的に応じて利用できる大小多数の教室のほか、面接演習室、模擬審判廷など、裁判所書記官や家裁調査官の専門職として必要な技能・技法を身に付け、力を伸ばすための様々な専用設備を備えています。

また、全国から研修に集まる職員のための宿泊施設も敷地内に完備されています。



裁判所が適正・迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員ひとりひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、担当職務を行うための基礎知識や技能等の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(Off JT)とを相互に関連させた効果的な研修制度や研究制度を用意しています。

採用1年目の研修 Off JT



研修・研究

※ここに挙げたものは一例であり、このほかにも担当職務に必要な研修などを行っています。

裁判所事務官の研修例

事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識・技能を付与します。

裁判所書記官の研修・研究例

書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するのに必要な資質、能力の向上を図ります。

書記官実務研究

書記官の実務における諸問題について、体系的・実証的な研究を行います。

家庭裁判所調査官の研修・研究例

家庭裁判所調査官応用研修

若手家裁調査官を対象に、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養します。

家庭裁判所調査官特別研修

中堅以上の家裁調査官を対象に、行動科学などの専門性の更なる深化を図り、的確な調査事務を追求する能力の発展を図ります。



家庭裁判所調査官実務研究

家裁調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。

主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。



大阪高等裁判所 人事課任用第一係長

柳ヶ瀬 敦子

略歴

H18 大阪高等裁判所裁判所事務官(採用)
H20 京都地方裁判所裁判所書記官
H23 京都家庭裁判所裁判所書記官
H24 在外研究(オーストラリア)
H27 最高裁判所人事局任用課主任
H29 現職



オーストラリア国立大学コーパー学部長(当時)と

異国の同僚たちから学んだこと

オーストラリアでの1年間の在外研究を振り返ると、いつも“You are always welcome!”と温かく受け入れてくれた異国の「同僚」たちの顔が目に残ります。

首都キャンベラにあるオーストラリア国立大学を拠点に、「利用しやすい裁判所を実現するための方策(主に家事事件関係)」について多面から調査研究すべく、裁判傍聴、裁判官や他の裁判所職員へのインタビュー、法律扶助機関等でのインターンシップなど、積極的にフィールドワークを行いました。

日本との違いを目的の当たりにはその背景を探ったり、日本と同様の課題に直面して対策を見出そうとする同僚たちと時に熱く語り合ったりする中で、日本の裁判所のこれからを考える上で有益な視点を学ぶことができ、視野が大きく広がったように思います。

帰国後は、書記官として家事事件を担当した際も、人事事務に携わっている現在も、在外

研究で得た多様な視点が、課題解決や企画のヒントを与えてくれることが多く、当然の前提とされていることを、発想を転換して、ベースから検討し直してみたり、一つの考えにとらわれずに柔軟に思考を展開したりすることができるようになったと感じています。また、最高裁勤務時には、在外研究の経験をもとに、シンガポールで開かれた裁判所の改革等に関する国際会議に出席し、諸外国の取組みに触れ、大いに刺激を受けました。

今後も、あの真っ青な空の下で誇りを持って働く同僚たちから学んだことを活かし、日本の裁判所のために微力を尽くしたいと考えています。



オーストラリア最高裁判所の法廷

裁判所書記官養成課程

裁判所書記官に任命されるのに必要な知識や技能を身に着けるための課程のことで、裁判所職員総合研修所に集まって研修する合同研修と、それぞれの所属庁に戻って実務に身を置いて研修する実務修習があります。

裁判所職員総合研修所での合同研修では、訴訟法や裁判員法など裁判実務に必要な法律知識を学ぶ法律科目、事件の受付、進行管理、調書作成などの実務的な技能を学ぶ実務科目、これらの知識や技能を実践的に修得するための実務演習・模擬裁判などのカリキュラムが用意されています。

また、実務修習では、それぞれの所属庁で、実際の裁判の法廷に立会って調書の作成練習を行ったり、記録の管理や期日間の進行管理方法などについて、必要な知識を増やし、技能を磨いていきます。



東京地方裁判所 裁判所事務官
尾崎 唯香（平成26年採用）



今、私のいる裁判所職員総合研修所には、入所試験に合格し、書記官任官を目指す志の高い仲間が集まり、切磋琢磨しながら研修を受けています。

研修内容は、主に、書記官として必要な法律知識を基礎から学ぶ法律科目と、事件の受付、進行管理、調書作成等の実務的技能を学ぶ実務科目があります。

経験豊かな教官から実務に即した講義を受け、その上で模擬裁判やロールプレイなど、実際の現場に近い設定でのトレーニングを積み重ねることによって、講義で得た知識がどのような場面で役立つのかを具体的に体感しながら学ぶことができます。

分からないことがあっても、教官に質問すれば、丁寧に教えていただけます。

また、講義中は研修生同士の議論の時間が多く設けられていますので、問題に向き合う力や意見を伝える力も養えます。自主的に勉強会を開くなどして、互いに教え合い、疑問点を突き詰めていくことで、深く学びあうこともあります。

法学部出身でない方は、知識面で少し不安があるかもしれませんが、このように2年間の研修期間を通じて、実務に必要な知識を着実に積み重ねていくことができるので、全く心配は要りません。

全国から集う他の研修生とは、授業時間後にスポーツをしたり、休日には旅行に行ったりして親睦を深めています。切磋琢磨しながら、メリハリをつけ、充実した日々を共に過ごすことができます。

このような恵まれた環境の中で、利用者からの信頼に応えられるような理想の書記官に近づけるよう、目標を持って主体的に研修に取り組んでいます。

家庭裁判所調査官養成課程

家裁調査官に任命されるのに必要な知識や技法を身に着けるための課程のことで、合同研修と実務修習で構成される点は裁判所書記官養成課程と同様です。

裁判所職員総合研修所での合同研修では、民法、刑法、家事事件手続法、少年法などの法律科目や、臨床心理学、発達心理学、家族社会学、教育学などの行動科学科目のほか、調査事務や面接技法などを学ぶ実務科目があります。

また、実務修習では、それぞれの所属庁で、指導担当者の下、同期採用の3人が一組となり、実際の家事事件や少年事件を担当し、当事者や少年・保護者との面接調査、子どもの調査、関係機関との調整や報告書の作成などを実践します。



横浜家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
坂井 俊樹（平成28年採用）

私は今、家裁調査官に必要な専門知識や技法を修得するため、約2年間の養成課程を履修中です。裁判所職員総合研修所での合同研修では、経験豊富な裁判官やベテランの家裁調査官が務める教官から丁寧に指導してもらいます。研修では講義を受けるだけでなく、同期の研修生同士で議論し、発表する機会も多くあります。その結果、研修を通じて、家裁調査官に必要な知識や技法はもちろん、自分の考えや意見を明確にし、それを他の人にも分かりやすい言葉にして説明する姿勢も身に着けることができました。

研修内容は豊富で充実しており、時に慌ただしさを感じることもありますが、家裁調査官への任官に向けて日々成長していることを実感しています。同期の研修生は、出身地や専攻分野などは様々ですが、任官という同じ目標に向かって切磋琢磨する仲間です。困っていることがあれば、相談に乗ってくれたり、研修の終わりに一緒に食事に行ったり、休日に遊びに行ったりするなど、同期の結束は固いものです。また、教官も研修で困ってい

ることがあれば親身に相談に乗ってくれるため、研修生活を通じて温かく見守られていると感じています。このような恵まれた環境の中、研修で学べることは全て吸収するという積極的な気持ちで、日々研修に取り組んでいます。



ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事と家庭の両立を支援するため、以下のような各種制度が設けられているほか、男女を問わず、多くの職員がそれぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

フレックスタイム制

一定の範囲内でフレックス勤務をすることが可能。

子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。 など



鹿児島簡易裁判所 主任書記官

平野 麻耶

(平成13年採用)

私は、平成27年に長女を出産し、育児休業を取得しました。育児休業の取得に当たっては、それまでも様々な育児支援制度を利用して生き生きと働く先輩職員を見てきたため、不安はありませんでした。また、上司や同僚からも温かい励ましの言葉をもらいましたので、育児休業中は子育てに専念して他ではできない経験を積み、成長して職場に戻ってこようと、決意することができました。

平成28年4月に職場に復帰した際は、同時に管理職(主任書記官)に昇任しました。仕事のプランクに加えて未経験の管理職業務に対する不安もありましたが、周囲に相談しやすい職場環境に助けられ、また、裁判所職員である夫も、私と入れ替わりに1年間の育児休業を取得して協力してくれました。こうした助けのおかげで、忙しくも充実した日々を送ることができています。

子育ては思い通りにならないことだらけ。日々、発見と反省の

連続ですが、試行錯誤しながら子供と向き合う中で、柔軟に対応する力や粘り強さが培われ、それらは、管理職として部下職員の指導育成にあたる中でも生かされていると感じます。また、これまで裁判所で様々な分野の職務を経験できたことで視野が広がり、それが子育てにも役立っていると実感しています。

裁判所は、仕事と家庭の両立を支援する制度が整っており、男女を問わず、キャリアアップを実現できる職場です。ぜひ、皆さんも裁判所で一緒に働いてみませんか。



待遇

給与

※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給	総合職試験(院卒者区分)	251,280円 (行政職俸給表(一)2級11号俸)
	総合職試験(大卒程度区分)	219,240円 (同2級1号俸)
	一般職試験(大卒程度区分)	213,840円 (同1級25号俸)
	一般職試験(高卒者区分)	175,320円 (同1級5号俸)
諸手当	期末・勤勉手当(ボーナス)	
	住居手当, 通勤手当	
	扶養手当, 超過勤務手当 など	

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

※上記の内容は平成29年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇

※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間	1日7時間45分
休日	土曜日・日曜日、祝日及び年末年始
休暇	年次休暇 年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日 残日数は20日を限度として翌年に繰越し
特別休暇	(夏季、結婚、出産、忌引 など)
病気休暇, 介護休暇, 介護時間	

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

採用試験

裁 判 所 事 務 官		総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者	21歳以上30歳未満(※)の者	高卒見込み及び 卒業後2年以内の者(中学卒業 後2年以上5年未満の者も受験可)
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
		専門試験(多肢選択式)			作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)		論文試験(小論文)	
		論文試験(小論文、特例希望者のみ)			
		専門試験(記述式)		専門試験(記述式)	
		人物試験(個別面接)		人物試験(個別面接)	
	第3次試験	人物試験(集団討論及び個別面接)			人物試験(個別面接)

○総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
		専門試験(記述式)	
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	
		専門試験(記述式)	
		人物試験(集団討論及び個別面接)	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページに、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、説明会のお知らせなど、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

受験案内の配布について

総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

総合職試験(裁判所事務官)の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q&A

Q 大学で法律学を専攻していないと合格することは難しいのですか。

A ■総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。

なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法律学を選択せずに受験することができます。

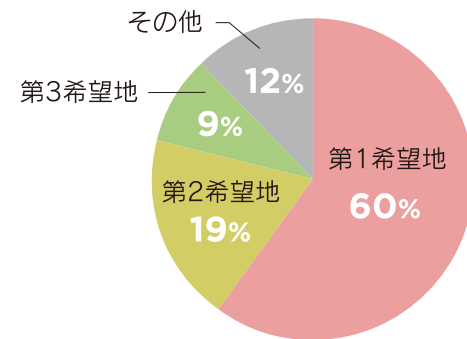
裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

Q 希望する任地に採用されるのでしょうか。

A ■総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

■総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の大規模の家庭裁判所の中から採用庁が決定されます。

■採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

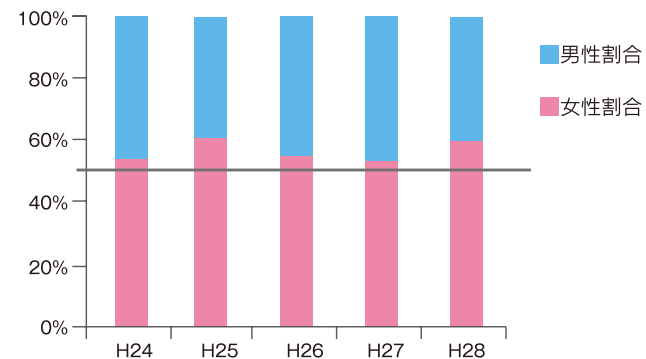


上のグラフは、平成28年度一般職試験に合格し、平成29年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

採用者の8割以上が第3希望以上で採用されています。

Q 採用者の男女比はどうなっていますか。

A ■右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の女性の割合は50%を超えています。裁判所では、多くの女性職員が活躍しています。



Q 採用後の異動について教えてください。

A ■総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります(なお、総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、高等裁判所所在地での勤務が中心となります)。

異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。



最高裁大ホール

MESSAGE

人事担当者からのメッセージ

新たな時代を担う未来の仲間たちへ



人事局審査官

黒瀬 宣輝

人事局総務課係長

熊谷 純

人事局参事官

後藤 尚樹

人事局総務課係長

野村 梨冴

人事局審査官

樽本 光弘

平成11年以来進められてきた司法制度改革。

その内容は裁判制度の在り方や司法サービスの在り方、法曹養成の在り方など多岐に及び、裁判所も大きな時代の変化に直面することになりました。

今も社会情勢は刻一刻と変化し、法律や制度も変わり続けています。司法を取りまく状況が変化中、裁判所は、その変化に柔軟に対応し続けてきました。

一方で、裁判所は、国民の人権を守る最後の砦としての役割を果たす唯一の組織でもあります。色々な価値観がある中で、変わらない信念を持って、正しいことを追いつけることも必要です。

裁判所職員は、この両面の姿勢を保ち、国民の司法への信頼に応えられるよう歩んできました。それが私たちの誇りであり、これから先も引き継いでいかなければならない重要な役目でもあります。

裁判所職員に必要なのは、変化に対応できる柔軟性と、信念を貫き通せる力です。

このパンフレットを通じて、裁判所の仕事に少しでも興味を持たれた方は、いつでも裁判所の門を叩いてみてください。きっと、誇りをもって、生き生きと働く職員たちに出会うことができるでしょう。そして、その姿に、あなた自身の未来を重ね合わせることができるかもしれません。

皆さんが私たちの仲間として、ともに歩み、活躍してくれることを心から願っています。